



<発行>  
 天草市商工会 広報委員会  
 天草市本渡町本渡 2547-2  
 TEL: 23-2020  
 FAX: 23-3030

お問い合わせしましたかお留守のようでした。何かありましたら、商工会へ電話をお願いします。

メッセージ:  
 本所 TEL23-2020  
 有明支所 TEL53-0056  御所浦支所 TEL67-3059  倉岳支所 TEL64-3364  栖本支所 TEL66-2721  
 新和支所 TEL46-2096  五和支所 TEL33-0276  天草支所 TEL42-0154  河浦支所 TEL76-0132

担当

## 中間決算のすすめ

今年も7カ月が経過しました。個人事業主の皆様は今年の事業も折り返しです。前期はいかがだったでしょうか？予想通りの売上でしたか？今後の売上げの予測はいかがでしょうか？

天草市商工会では、前期6ヶ月の売上データをもとに中間決算を組むことをお勧めしています。

<メリット>

- ① 予定していた売上、利益を確保できているか確認できる
- ② 予定利益額、予定税額が算出できる
- ③ 節税対策を講じることができる

<準備していただくもの>

	記帳代行業所の方	一般（記帳代行以外）の方
1	6月までの日計表、通帳等	入力した試算表等
2	7月以降の売上予測	
3	7月以降に発生する特筆すべき事項の資料 (設備導入や雇用の発生など)	



情報が詳細であればあるほど、精度の高い中間決算が可能です。まずはお近くの商工会各支所までお問い合わせください。(鶴田)

連鎖倒産防止の為の資金調達  
セーフティ共済

公的な共済による節税対策をご紹介します。小規模企業共済とセーフティ（中小企業倒産防止）共済です。それぞれに設立された目的、加入制限、金額が異なります。

項目	セーフティ共済	小規模企業共済
機関	独立行政法人中小企業基盤整備機構（国が出資した公的機関）	
目的	取引先が倒産などで売掛債権等が回収困難となった場合に、掛け金の10倍に相当する額を上限に貸付を受けられる、連鎖倒産を防止する為の制度	小規模企業の経営者が事業を廃止した場合や、会社役員が退職した場合に、積み立てた額に応じて共済金を受け取ることができる経営者の退職金制度
対象	中小企業者	小規模企業経営者および共同経営者
掛金	月々 5千円～20万円	月々 1千円～7万円
控除	損金（法人）or 必要経費（個人）	所得控除
借入	回収困難となった債権額か、掛金総額の10倍の少ない額	掛金納付月数により掛金総額の7～9割程度の範囲内
受取	解約時に益金（法人）または雑収入（個人）として	解約時に一括受取は退職所得、分割受取は雑所得

制度については注意点、デメリットもございます。利用については商工会にご相談下さい。(鶴田)

経営者の退職金、節税には  
小規模企業共済



平成29年8月5日(土) **天草ほんどハイヤ祭りに参加しました!**  
 青年部、女性部、親会、職員が一緒になって汗を流し、約1時間に渡り道中総踊りを行いました。綺麗な浴衣に身を包む女性陣、法被を捲し上げる男性陣、女装する変人陣、天草市商工会ここにあり!と印象付けるイベントとなりました。(鶴田)

